一般社団法人　東京都作業療法士会

賛助会員規程

平成24年3月7日

平成24年7月25日

平成25年6月16日

平成30年6月20日

（賛助会員）

第１条　一般社団法人東京都作業療法士会定款第5条第2号及び第6条第2項、第7条に従い，本会の目的に賛同し，これを援助しようとする個人又は法人は，賛助会員入会申込書を会長に提出し，理事会の承認を経て本会の賛助会員となることができる。

（賛助会員の会費）

第２条　賛助会員をＡ会員，Ｂ会員，Ｃ会員に区分し，会費は1口5千円として次のとおりとする。

Ａ会員　　10口以上

Ｂ会員　　6口以上

Ｃ会員　　1口以上

２．会費の納入は原則として，当該年度の６月末日までとする。

（賛助会員の特典）

第３条　賛助会員である個人及び法人は，次の特典を受けることができる。

(1) 作業療法に関する設備，機器等の開発，改良，情報収集等を行う場合には，本会から指導，助言を受けることができる。

(2) 本会が主催する学会，研修会等で展示設備のある場合には，次の展示空間を無償で利用することができる。

Ａ会員　　２展示区分

Ｂ会員　　１展示区分

但し，設営にかかる実費は，当該賛助会員の負担とする。

(3) 本会が管理するホームページ内の賛助会員名簿に，事務所，営業所，電話番号のほか，営業品目等を無料で掲載することができる。また、本会ホームページに賛助会員のホームページをリンクさせることができる。

(4) 本会が発行する機関誌・紙に広告を掲載する場合は，掲載料金につき次の特典を受ける。

Ａ会員　　３割引

Ｂ会員　　２割引

Ｃ会員　　１割引

（募金の制限）

第４条　本会は，本会が主催する学会，研修会等に際し，賛助会員に寄付を求めないことを原則とする。

（規程の変更）

第５条　この規程の変更は，理事会の議決によらなければならない。

附　　則

1. この規程は，平成24年3月8日から施行する。
2. この規程は一部改正し，平成24年7月25日より施行する。
3. この規程は一部改正し，平成25年6月16日より施行する。
4. この規程は一部改正し，平成30年6月23日より施行する。